

裁判所書記官印

本 人 調 書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示 平成29年(ワ)第1175号

期 日 令和2年2月17日 午前10時00分

氏 名 砥山浩司

年 齢 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

宣誓その他の状況 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

しょ
書

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って、眞実を述べ、

なにごと かく いつわ の
何事も隠さず、偽りを述べない

ちか
ことを誓います。

しめい 氏名 田山 浩司



速記録 (令和2年2月17日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年ワ第1175号

本人氏名 砥山浩司

被告代理人 (須藤)

乙第25号証を示す

この陳述書の1ページ目にはあなたの署名と押印がありますけれども、これ
はあなたが自ら署名し印鑑を押したものということでおよろしいですか。

はい。

この陳述書の内容は、あなたの御認識に基づいているものということでよろ
しいですか。

はい。

あなたの陳述書によれば、あなたは株式会社関電エネルギーソリューション
の取締役・執行役員であり、同社が出資している仙台パワーステーション株
式会社においても、設立時から取締役、現在は代表取締役社長を務めておら
れるということでよろしいですか。

はい。

それではまず、仙台パワーステーションの設置の経緯についてお伺いします。
あなたの陳述書によれば、仙台パワーステーション株式会社は、関電エネル
ギーソリューションと株式会社エネクス電力が共同で50パーセントずつ出
資されたということでよろしいですか。

はい。

そもそもいつ頃どのような経緯で、両社が共同して発電所を設置するとい
うことになったんでしょうか。

それまで関電エネルギーソリューション並びに伊藤忠エネクスでは、
それぞれの個々の会社において発電所の建設の候補地点を調査してま

いりましたが、2014年の1月に、当該仙台港において、発電所の建設の可能性の検討を共同で行うということでたまたま一致いたしました、その後、3月に両社で、仙台港において石炭だきの火力発電所、出力11万5000キロワットのものの開発の検討に着手するということで合意いたしました。

今、11万5000とおっしゃいましたけれども、11万2000ですか。
11万2000です、はい。

仙台港に11万2000キロワットの石炭火力発電所を設置するということは、2014年3月に、関電エネルギーソリューションと伊藤忠エネクス、あるいはエネクス電力において、検討の合意をした段階からセットで考えられていたんでしょうか。

はい。合意内容に、石炭だき、それから仙台港の当該用地、並びに出力が11万2000キロワットということが明記されております。
そうすると、仙台港において石炭以外の燃料を使用する発電所を設置するということは、検討されなかつたんでしょうか。

当該用地において、石炭以外の燃料の検討はしておりません。
それはなぜなんでしょうか。

まずですね、発電所の燃料といたしましては、天然ガス並びに都市ガス、石炭、油等々ございますが、当該の候補地に対しましてガスのインフラはなく、ガス供給ができないということと、一方、港湾に面しております、石炭の輸送に対しては極めて良好な条件が整っていたということからです。

そうすると、仙台港の土地というのは、石炭火力発電所を設置するに当たつて適していたと、そういうことですか。

はい。

今、ガスを供給するインフラがなくて、それとは別に、石炭を輸送するイン

フランは整っていたというふうにおっしゃいましたけれども、それ以外にも、仙台港が石炭火力発電所を設置するに当たって適していた点という点はあるんでしょうか。

はい。まず、工業用水の確保量が一定規模見込めるということと、あと、送電線の容量等々を勘案して、石炭というふうに決まったものです。

次に、仙台港に設置する石炭火力発電所の出力規模として、11万2000キロワットが選択された理由というのは何だったんでしょうか。

まず、敷地の大きさ、送電線の空き容量、それから、先ほど申し上げました工業用水の確保量と、出来上がった電気を引き取る親会社の事業規模、それと、プラントメーカーさんが標準的にラインナップされているモデルの中から資金調達の面を勘案して、総合的に決まったものでございます。

その出力規模を決定した要素として、売却先の事業規模であるとか、送電線の容量とか、用地の状況を挙げておられましたけれども、それらに照らすと、仙台港において11万2000キロワットを超える出力規模のプラントを設置するということは、当初から考えられていなかったということですか。

そうですね。基本、プラントメーカーさんの標準モデルを採用するという点において、別の出力のものを選ぶという選択肢は、余り実現性としてなかったと思います。

11万2000キロワットという出力規模からすると、仙台パワーステーションは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの実施が義務付けられる対象事業には該当しませんよね。

はい。

あなたは、仙台パワーステーションの設置当時、そのことは御存じでしたか。

はい、存じておりました。

その対象事業に該当するのを避けるために、仙台パワーステーションの出力規模をあえて低く抑えたということはありましたか。

先ほど申し上げたとおり、当該用地の敷地の大きさや、それから、ユーティリティーの確保量、並びに親会社の資金調達面や事業規模を勘案して標準モデルを選んだだけでございまして、総合的に判断して1万2000というふうになったということでございます。

原告らは本件訴訟において、仙台パワーステーションがアセス逃れをしているという主張をしていますけれども、この指摘について、あなたの御認識を教えていただけますか。

基本的には、環境影響評価法を回避するためだけに出力を決めたのではなくて、総合的に勘案して出力は決まったものという認識です。そうすると、アセス逃れという指摘というのは正しくないというふうに思つておられるということですか。

はい。

先ほど、関電エネルギーソリューションと、エネクス電力の親会社である伊藤忠エネクスが、それぞれ電気事業を行うための候補地を探していたというお話がありましたけれども、あなたが取締役・執行役員を務めている関電エネルギーソリューションにおいて、仙台以外の土地で、更に大きな規模の石炭火力発電所の設置というのは行っているんでしょうか。

はい。同規模の発電所も開発し運営してございますし、環境影響評価法に該当する大規模の石炭火力発電所も、千葉県市原市並びに秋田港にて検討してございます。

今おっしゃった千葉県市原市、あるいは秋田港での石炭火力発電所の設置に当たっては、法律に基づく環境アセスメントというものは行っているんじょうか。

はい。

仙台パワーステーションの話に戻しますけれども、その設置は対象事業には該当しないということで、環境アセスメントは行っていないということですね。

はい。環境影響評価は行ってございませんが、基本的には、環境影響評価法に記載されている同じ手法を用いて、大気環境に関する環境インパクトの評価は実施いたしました。

その評価というものは、自主的に行われたということですかね。

はい。

その評価の手法とか信頼性とかというものに関しては、環境影響評価法上は、書面を作成したりとか提出したりとか公表したりという、そういう手続的なところも要求されているんだと思いますが、そういうものはおいて、環境影響評価のシミュレーション自体の手法、あるいは信頼性というのは、環境影響評価法上行われている環境アセスメントと同等のものというふうに言えるんでしょうか。

はい。長らく、環境影響評価法における大気環境のインパクトについては、風洞実験モデルを用いたシミュレーション結果や、そのほか、コンピュータによるシミュレーション結果がございますが、現在、広く日本において使われているブルーム・パフのシミュレーションモデルと同じ方法を用いてシミュレーションを行っております。

シミュレーションの結果というのは、どのようなものでしたか。

現状の環境に対しまして、インパクトは十分小さいということを確認いたしました。

仙台パワーステーションでは、そのほか、法律上あるいは行政上求められている手続というのは全て行っていますか。

はい。

次に、仙台パワーステーションの設備、あるいは、環境への取組について伺

います。仙台パワーステーションの発電設備で採用されている発電技術は、何という技術ですか。

汽力発電の亜臨界圧の発電技術でございます。

この点について原告らは訴状において、仙台パワーステーションが、超臨界圧発電技術あるいは超々臨界圧発電技術ではなくて、あえて低効率の技術を用いているかのような主張をしていますけれども、仙台パワーステーションにおいても、超臨界圧発電技術あるいは超々臨界圧発電技術を採用したほうが、発電効率というのは向上するんですか。

亜臨界に比べまして、超臨界若しくは超々臨界の発電技術を採用すれば、発電効率は上がります。

その超臨界圧発電技術、あるいは超々臨界圧発電技術というのは、仙台パワーステーションにおいても採用可能なんでしょうか。

いいえ、蒸気条件といいますか、蒸気の圧力並びに温度が高くなりまると、それによって回転されるタービンのタービン振動が大きくなる傾向がございまして、11万クラスの規模においては、超臨界圧並びに超々臨界圧の発電技術が採用されたのは、世界的にはないと認識しております。

そうしますと、仙台パワーステーションの規模の火力発電所を前提としますと、そこで採用可能な発電技術の中では、亜臨界圧発電技術というのはどのような位置付けになるんでしょうか。

現在商業化されている発電技術の中では、最も効率のいい発電技術になります。

乙第23号証を示す

こちらは経済産業省及び環境省が公表している「B A T の参考表」なんですけれども、あなたはこれを御覧になったことはありますかね。

はい。

この一番上に、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」という項目がありますよね。

はい。

その一番上の「石炭火力」の表を御覧いただきたいんですけれども、ここには上から、「90～110万kW級」に始まって、一番下に「20万kW級」の行がありますけれども、仙台パワーステーションについて参考するとすれば、どの行に当たるんでしょうか。

20万キロワット級の亜臨界火力に該当いたします。

仙台パワーステーションの出力規模は11万2000ですけれども、それでも20万キロワットのところを参考するということでおろしいんですね。

20万キロワット級のタービンの現状の技術ですと亜臨界が限界ですので、それにできるだけ近づけるようにということで、仙台でも同じ技術を採用しております。

この表からすると、仙台パワーステーションには、その規模の石炭火力発電におけるBAT, Best Available Technologyが採用されているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

はい。

次に、仙台パワーステーションで実際に使用している石炭ですけれども、これはどのような種類のものですか。

一般的に入手可能な瀝青炭を採用しております。

原告らは訴状において、褐炭のようなより低品位かつ低価格な石炭が使われる可能性があると主張していますけれども、仙台パワーステーションにおいて、そのような石炭を使用したことはありますか。

ございません。

今後使用する予定はありますか。

ございません。

次に、仙台パワーステーションにおける環境への取組についてお伺いします。

陳述書に詳しく説明されていますけれども、仙台パワーステーションにおいては、ボイラーに低NO_xバーナーや二段燃焼方式を採用したり、排煙脱硝装置、電気式集じん装置及び排煙脱硫装置を設置したりして、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出を抑えているということで間違いないですか。

はい。

これらの排出物質の量や濃度を抑えるための設備を、便宜上、大気汚染防止設備と呼びますけれども、この性能について伺います。仙台パワーステーションを設置するに当たって、そこに備えられる大気汚染防止設備の性能というのは、どのようにして決定されましたか。

プラントメーカーさんが一般的に提案される環境大気汚染の環境設備と、検討当時に既に運転を行っている、若しくは、建設をしている当該同規模の発電所、並びに石炭燃焼設備の性能を参考させていただきました。具体的には、宮城県周辺で公害防止協定を結ばれておられる石炭だきの、NO_x、SO_x、ばいじんの排出濃度を参考にしてござります。

そうしますと、仙台パワーステーションにおいて現在用いられている大気汚染防止設備の性能というのは、その設計当時に運転中、あるいは建設中であった周囲の燃焼施設において用いられている、そういうった設備のものに照らして同等、あるいは標準的なものというふうに言えるんでしょうか。

はい。

原告らは本件訴訟で、仙台高松発電所の建設計画について言及した上で、その設備の性能と仙台パワーステーションの設備の性能を比較していますけれども、仙台パワーステーションの設計当時、仙台高松発電所の建設計画の存在というのは御存じでしたか。

知りませんでした。

そうしますと、仙台パワーステーションの設計当時、仙台高松発電所の建設計画を参考して、それと同等のものにするとか、そういうことはできたんでしょうか。

できません。

次に、電力の供給先についてお伺いします。仙台パワーステーションにおいて発電された電力は、どちらに販売されていますか。

出資比率において、半量を伊藤忠エネクス様に、半量を関電エネルギー・ソリューションに販売してございます。

まず、伊藤忠エネクスが更にどこに売っているかというのは御存じですか。
存じ上げていません。

関電エネルギー・ソリューションが、それから先どこに販売しているかということについて、ここでお話しitただくことは可能ですか。

これにつきましては、守秘義務もございますので、どちらに販売しているかを申し上げることはできません。

次に、仙台パワーステーションの稼働による排出物質の量や濃度についてお伺いしますけれども、仙台パワーステーションは宮城県などの周辺自治体との間で公害防止協定を結んで、排出物質の量や濃度について、大気汚染防止法の定める排出基準よりも更に厳しい基準値を設定していますよね。

はい。

仙台パワーステーションでは、その運転開始後、その公害防止協定に基づいて定期的に環境負荷測定を行って、その結果を公表しておられますよね。

はい。

乙第8号証の1を示す

こちらは平成29年10月度の環境負荷測定の結果ですけれども、この結果を見ると、測定値は、大気汚染防止法排出基準値あるいは協定値を大幅に下回っていますよね。

はい。

本件訴訟では、平成30年5月度までの環境負荷測定の結果を提出しているんですけども、その方法を含めて、環境負荷測定において、大気汚染防止法上の排出基準、あるいは公害防止協定上の基準値を、一度でも超えたことはありますか。

ございません。

乙第9号証の1、乙第10号証の1を示す

次に、周辺地域の大気の状況についてお尋ねします。仙台パワーステーションの周辺地域の大気の状況については、これらの資料に示されているように、宮城県や仙台市といった地方公共団体が定期的に測定をして、その結果を公表していますよね。

はい。

その結果が公表された際には、仙台パワーステーションにおいてもその内容は確認されていますか。

はい。

その地方公共団体による測定結果において、仙台パワーステーションが運転を開始した後、この周辺地域で、PM2.5あるいはNO₂の量や濃度が環境基準値を超えるようになったという御認識はありますか。

ございません。

仙台パワーステーションの運転開始後、その周辺地域において、PM2.5あるいはNO₂の量や濃度が有意に上昇したという御認識はありますか。

ありません。

次に、仙台パワーステーションの周辺の住民の方々への対応についてお伺いします。まず、仙台パワーステーションは、その運転開始前の段階で、周辺の住民の不安や心配を解消したりとか、理解を得るための対応として、どのようなことを行っていましたか。

まずですね、御質問、お問合せに関しましては、書面にて質問いただき、書面にて回答するという方法で対応させていただきました。

その運転開始前の書面による質問というのは、何件ぐらい寄せられたんでしょうか。

2度ほど書面にて質問を頂きましたが、項目数はかなり多岐にわたるものがございました。

質問は2回だけなんでしょうか。

そうですね。

以前私どもがお話を伺った際に、書面の質問が30件ぐらいあったというふうなお話を頂いた気がしますけれども。

書面の回数としては2回ですが、内容は30件程度ございました。

その質問に対して、仙台パワーステーションから書面で回答されたということですか。

はい。

これに加えて、住民に対する説明会というのも開催することにしましたか。

住民説明会に関しましては、2017年3月に仙台パワーステーションが開催する形でやらせていただきました。

原告らは、それよりも前から地域住民から説明会の開催を求められていたんだというふうに主張していますけれども、住民から仙台パワーステーションに対して、説明会開催の要望は多数寄せられたんでしょうか。

2015年のタイミングで、一度気候ネットワークさんから文書にて抗議文が届いたときに、そのような内容がございましたが、それ以降につきましては、先ほど申し上げた書面においての御質問の中に、住民説明会の開催の要望がございました。

そうすると、説明会の開催を求められたのは2回ということですかね。

はい。

原告らは、2017年、平成29年3月8日、先ほどおっしゃった説明会の開催日ですけれども、それまで説明会を開催しなかったことについて仙台パワーステーションを非難していますけれども、それまで、説明会を開催するのではなくて、先ほどおっしゃった書面による回答という方法をとっていた理由というのは何なんでしょうか。

住民の方、若しくは、いろいろな問合せに対する対応は幾つかあると思います。説明会は飽くまでも一つの手段でございます。個別の御質問に対しきちんと回答するのには、個別の書面による回答のほうが効果的、効率的だという判断からです。

そもそも仙台パワーステーションを設置するに当たって説明会を開催することは、法令上義務付けられているものなんでしょうか。

いいえ、法令上の義務はございません。

あなたの御存じの範囲で結構なんですけれども、仙台パワーステーションの建設当時、あるいは、その後、ほかの発電所において、住民の求めに応じて、例えば建設前に説明会を開催しているとか、そういう例はたくさんあるものなんでしょうか。

環境影響評価法以外にも、地方公共団体さんの条例がございますので、条例の要請に従って開催された例は認識してございますが、それ以外、法、条例に基づかない住民説明会というのは余り聞いたことはございません。

平成29年3月8日の説明会の話に戻しますけれども、その説明会が開催されることについて、住民の方々に対してどのように周知をしましたか。

まず、仙台パワーステーションのホームページにて開催を御案内した後に、河北新報さんの新聞広告にて告知させていただきました。

その説明会には、何名くらいの住民の方々が参加されましたか。

550名程度だったと記憶しています。

説明会の会場には、マスコミの記者も取材に来ていきましたか。

はい。550人のうち20名から30名程度の方がマスコミ関係者という認識です。

仙台パワーステーションでは、その説明会において、マスコミによる撮影というのは許可していたんでしょうか。

マスコミの方には、取材はもちろん大丈夫なんですが、動画の映像に関しましては、冒頭の事業者の説明の部分のみとさせていただき、住民の方の質疑応答に関しましては、プライバシーの観点もございますので御遠慮いただく旨、事前に連絡させていただいていました。

まず、仙台パワーステーションによる事業の説明の部分については、マスコミは撮影していたんでしょうか。

はい。

住民との質疑応答の部分について、撮影を遠慮いただくように事前にお伝えしていたということですけれども、仙台パワーステーションの指示に従って、マスコミの方々は撮影をやめたんでしょうか。

一部の記者の方が撮影を継続させるように要請され、それに関して、参加されていた住民の方々が同意されたというふうに聞きましたので、撮影自体は継続して行われていたと思います。一方、その部分の動画を放送されたかどうかにつきましては、NHKさんは申出のとおり冒頭の部分のみで、残りの会社さん、全部はチェックしてございませんけれども、一部の放送局の方はその動画を放映されたと認識しています。

撮影を続けさせるよう要望があったということなんですか、どのような対応でそのような要望をされたんでしょうか。

朝日新聞の記者の方が、仙台パワーステーション側で準備していた報道担当に、カメラを継続して撮影せろというお話がありましたが、

一般的にはこのような住民説明会においては、参加されている方のプライバシーの観点で、その部分の動画の撮影は御遠慮いただいているという説明をさせていただいたんですが、参加されている方もいいということだったようなので継続したというふうに聞いております。

仙台パワーステーションによる事業の説明の部分についてなんですか、参加者の皆さんは冷静に聞いておられたんでしょうか。

いいえ、最初からやじや怒号で度々中断する形で、なかなか、説明がスムーズだったという認識ではございません。

住民の皆さんとの質疑応答に関しては、冷静な議論ができる状況でしたか。

住民の方々からの質疑に関しては、文書による質問と、口頭にて質問したいという方の御要望もございましたので、二つに分けて実施しております。文書による質問に関しては、同種の質問をまとめた上で一括で回答させていただき、回答できなかつたものについては、後日ホームページにて回答を記載させていただきました。口頭の発言を希望される方につきましては、全員の方に御発言を頂いたという認識です。

そこでは冷静な議論はできましたか。

冷静というか、いろんな御意見は出ましたけれども、我々事業者側に対する質問というよりは、いろんな御意見、御主張をされたということだと思っております。

仙台パワーステーションでは、この説明会の後も、自治体単位、あるいは、もう少し小さい規模での説明会というのを何度か行っていますか。

はい。

仙台パワーステーションの運転開始後なんですか、住民の方々の不安や心配というのをなくすための対応としては、どのようなものを行っていますか。

ホームページにてお問合せのフォームを作つてございます。質問、問合せがございましたら、そちらに対して個別に回答させていただいています。

その問合せフォームへの質問というのは、これまでに何件ぐらい寄せられていますか。

50件から80件ぐらいだったと思います。

あなたは、仙台パワーステーションが運転開始前後を通して住民の方々に対して行ってきた対応について、どのように考えておられますか。

できる限り住民の方の御質問には、御理解いただけるように回答していきたいというふうに考えてございます。

原告らは、仙台パワーステーションの運転によって、原告らの将来の身体、生命に対する具体的な危険を生じさせるんだという主張をしていますけれども、現時点でのこのような具体的な危険が生じていると考えておられますか。

いいえ、考えてません。

その根拠というのは、どういうところにあるんでしょうか。

まず、仙台パワーステーションの排気筒から出ている水蒸気の中には、大気汚染のSO_x、NO_x、ばいじんにつきましては、十分に法令を下回る水準で運転していることと、先ほども出ていましたが、周辺の環境測定において有意な差は出でていないという認識でございます。

原告代理人（武田）

あなたは被告の代表取締役を非常勤でお務めになっているということですけれども、実際、仙台の本社にはどのくらいの頻度でいらっしゃっているんですか。

月に1回以上です。

仙台の本社にいらっしゃったときは、どういう業務をなさっていますか。

通常の発電所における定例管理の業務、連絡会、並びに様々な方向性

の協議を行っています。

先ほど、被告主尋問の中でも、ウェブサイトにおいて問合せを受けていると
いうことでしたけれども、実際に回答しているのは社長でいらっしゃいます
か。

いいえ。

どういった役職の方がなさっていますか。

役職というの特に決めてございません。内容に応じて、担当する者
が回答の原案を作つて、取締役全員で協議した上で決定しています。

そうすると、回答内容については社長も確認なさっているんですか。

はい、確認はしています。

問合せフォームで寄せられている質問とか意見というのは、具体的にどうい
ったものがありますか。

全部はちょっと記憶にはないんですけど、ビジネスに関するものの御提
案、それから、先ほど申し上げたような環境に関する住民の方からの
問合せ、燃料の売り込みなどがございます。

それが、先ほどの話だと、50から80件あるということですかね。

はい。

住民説明会なんですけれども、砥山社長は御出席なさっていたんですか。

はい、当時は社長ではございませんが、説明者として出席しております。

当時の社長は出席されていましたか。

していません。

被告パワーステーションさんの操業当時は、その立地周辺の企業とかに御挨
拶とかは行かれましたか。

はい。

具体的にどういったところに行ったかというのは分かりますか。

はい。もちろん、もともとの土地の所有者でございます J F E 条鋼様、それから、隣接している新日鐵住金さん、それと、港湾の関係者の方には御挨拶に行ってございます。

あの辺りで大きい企業だと、キリンビールさんとかトヨタの輸送会社さんとかがあるみたいですけれども、そういうところにも行かれましたか。

個別企業ではなくて仙台新港の、我々も港湾の設備を利用させていただく関係で、港湾関係の協議会にて御説明をさせていただきました。

そういう挨拶には、砥山社長は当時取締役でいらっしゃったということですけど、行かれましたか。

行った会社もありますし、行かなかつた会社もあります。

当時の社長はいらっしゃっていましたか。

それも記憶はよく分かりませんが、全部に行ったということはないです。

原告ら代理人（佐藤）

まず、仙台港に発電所を造ろうと決定したのは、いつ頃でしたか。

仙台パワーステーションの設立は、2014年の9月11日です。

そのときに御社で発電所を造ろうと思った理由というのは、どういう理由からでしたか。

それは、電気事業をやるに際して、電気の供給元である発電所がないと、一般的に電気事業を行うのに不安定な事業になるからだという認識です。

陳述書を読ませていただきますと、「広範囲への長期間に亘る安定的な電力供給」が目的だと書かれているんですが、それはそのとおりでよろしいですか。

はい。

先ほどおっしゃられた、仙台港に発電所を造ることを決めた平成26年9月、

2014年の9月当時に、電力が安定的に供給できていないと、そういう事例はどこかの地域ありましたか。

電気が安定的に供給できるかどうかではなくて、電気事業として安定的に電気を供給するかどうかという問題ですので、2014年の当時に電気が足りていたか足りていなかったかという質問に関しては、よく分かりません。

そうすると、御社が発電設備を造ったというのは、電力を安定的に供給することによって利益を出すと、こういうふうなことで造られたという理解でよろしいですか。

まず、発電設備がないのに電気を売るということ自体が、それをどんどんやっていくと、電力の安定供給に支障が出るのではないかという危惧が、一般電気事業者を含め、電気事業の方は皆さんお持ちだと思っております。

私の質問に答えてくださいね。安定的に電力を供給して売電をすると、こういう一連の流れで利益を上げる、そのために造られたという理解でよろしいんですね。

安定的にというと、電気を安定的に供給するという意味でしょうか。

それとも、事業として安定した電気事業を行うという意味でしょうか。あなたがおっしゃった後者のほうです。

その意味ではそのとおりです。

今回、いろんな発電がある中で、火力発電所を選択された理由は何ですか。

関西電気グループ並びに伊藤忠エネクスグループでは、火力発電以外の再生可能エネルギーやそのほかの発電事業も積極的に開発してございますので、火力発電を選んだ理由というのはございません。この当該用地が火力発電に適していたからです。

それであれば、例えば仙台港以外のところで別な発電というのを考えたこと

はなかったんですか。

もちろんございます。

どこにどういうふうなものを考えましたか。

現在開発中なのは秋田港で、弊社は石炭火力。

2014年の9月の時点で検討していた発電設備、それはどこがありますか。

質問は、仙台パワーステーションの社長の意味でしょうか。それとも、
そのほかの親会社の立場でしょうか。

仙台パワーステーションとしてはどうですか。

ございません。

仙台パワーステーションは、専ら仙台港に石炭火力発電所を造る、こういう
目的の会社だということですか。

仙台港に11万2000キロワットの石炭火力を造るためだけの目的
会社です。

親会社のほうで、ほかの設備をほかの用地で造るということを、2014年9
月頃に検討されていたことはあったんですか。

ございます。

ほかには、どちら辺にどういうのを造ろうと思っていましたか。

具体的に申し上げるのはいろいろと支障がございますが、千葉県、茨
城県、福島県、それから岩手県、秋田県、新潟県、そこらじゅうにあ
ります。

その発電設備としては、どういう発電設備を考えていましたか。

それぞれの地点に応じて、ガス火力もありましたし、バイオマスもご
ざいましたし、水力もありましたし、風力もございました。

その中で、実現した発電所というのはどこにありますか。

関西電力グループの御質問でよろしいですか。

そういうことで。

まず一つは、茨城県神栖市に石炭とバイオマスの混焼の発電所を現在運転してございます。千葉県市原市に石炭火力の発電所の計画をし、こちらのほうはパートナーさんとの合意の結果、事業撤退ということになってございます。あと、秋田港において、130万キロワットの石炭火力の開発を現在継続中でございますし、福島県のいわき市においては、11万キロワットのバイオマスの発電所を現在着工してございます。

石炭火力が多いような気がするんですけども、石炭火力の発電所が主戦場だとお考えだったんですか。

申し上げにくいですが、それ以外の発電所も多数ございまして、先ほど、実現したという言い方をされましたので、実現途上のものは省かせていただきました。

実現したものが石炭火力が多いように思えたので質問しているんですけども、石炭火力に力を入れていたというわけではないんですか。

それは、そういうわけではございません。

主尋問のときに、石油とかガスとかいろんな燃料のことについて聞かれて、ガスについてはインフラの話をされていましたけれども、石油はどうして採用されなかつたんですか。

油火力の建設に関しましては、非常用の部分以外においては、一般的には経済性がないんだという認識でございます。

石炭は経済性があるとお考えですか。

はい。

具体的には、どの辺がメリットなんでしょうか。

具体的には……。

経済性があるとおっしゃったので、石油と比べてどこが経済性なのかという辺りを確認したいんですが。

どこに経済性があるかという質問からすると、まず燃料費、ランニングコストが安定的に相対的に安いということではないでしょうか。

逆に、石炭火力発電を行うことのデメリットというのは、どのようなことだと認識されていますか。

設備の初期投資が大きいことと、資金調達において、大企業でない場合は非常にハードルが高いと思っています。

今、経済的な、お金の面のお話を頂きましたけれども、今回問題になつてゐるような大気汚染とか、そういうものが問題になるということはお考えでしたか。

大気汚染並びに水質もそうですけど、環境に対しては、当然、環境関連の法案を遵守するというのが前提でございますので、それについてきちんと対応することだと思っています。

石炭火力発電というのは、大気汚染の問題があつたりとか、二酸化炭素の排出の問題とかがあつたりすると思うんですけども、その辺は認識はされていましたかという質問です。

石炭であれガスであれバイオマスであれ、燃焼すると大気汚染物質は発生いたしますので、その大気汚染をどのように軽減していくかということについては、環境関連規制の法案に基づいて実施すると。唯一、二酸化炭素の問題だけは、大気汚染防止に関連してございませんので、こちらについては、そのほか、非化石の燃料の発電とのポートフォリオで総合的に削減していくという認識です。

(以上 中里玲子)

石炭火力発電所につきましては、特に今回採用されている亜臨界圧の発電については、発電効率が比較的悪いと、超臨界とか超々臨界と比べると比較的低い、これは事実ですよね。

はい。

そういう中で、大気汚染物質はある程度出る、二酸化炭素も出るというふうなデメリットを押してでも、石炭火力発電所を造るということになった決定的な要因について、もう一度お話しください。

2014年当時、油価格は多分バレル当たり140ドルぐらいの状況でございますので、エネルギー資源に恵まれていない日本において、石炭を一定程度ベースのエネルギー sourcesとして入れていくということ自体は、エネルギー基本法も含めて、我が国においては必要なものという認識ですので、石炭に対してネガティブな考えは持ってませんが。

2015年12月にパリ協定で合意があって、石炭火力発電所については環境への負荷の批判が非常に強まっているというふうな動向ということは、認識されていますか。

2015年のパリ協定以降、石炭に対する逆風というかアゲンストであるということは、認識してございます。

逆風であることは認識しているんですね。

はい。

先進国において、石炭火力発電所が推奨されている国というのがあるかというと、そこについてはどのような御認識ですか。

存じ上げてません。世界レベルのそういう話とかに関して、仙台パワーステーションでは、特に何か対応しているものではございませんので。

仙台パワーステーションと同規模の石炭火力発電所というのが、ほかにも幾

つかあるんですが、その中でも、平成28年9月に操業した静岡県の富士市の鈴川エネルギーセンターは御存じですか。

はい、名前は聞いています。

ここは、もともと石炭火力発電所でしたけれども、方針を変えて、木質のペレットのみを燃料とするという形に変更したということは御存じですか。

この間、新聞でそのようなことが記載されていた記憶がございますが、詳細は存じ上げていません。

要するに、世界的にも石炭火力についての逆風が吹いていると、で、現実にそれを受け、方針を変更している火力発電所もあるという中で、仙台パワーステーションでは、石炭火力発電所をやめて、ほかの発電所に変更すると、こういう議論が社内で起ったことはありませんか。

正直、バイオマスの混焼の検討はしてございました。

それは、混焼することは、今どのような議論段階ですか。

検討はしてございますが、混焼するという結論には、現在まだ達していません。

石炭火力発電所については、先ほども申し上げたとおり、環境への負荷等がいろいろありますて、社会的に厳しい目が向けられています。こういう中で、今後事業を、石炭火力発電所というのをやめるというふうには、御検討いただく余地があるというふうに聞いてよろしいですか。

一切ございません。

一切ないですか。

ございません。

発電した電気のことについて確認します。その発電した電気は、どちらで使用されているかお答えいただけますか。

先ほども申し上げたとおり、半分が伊藤忠エネクス様、半分が関電エネルギーソリューションに販売してございます。

あなたは、関電エネルギークリューションについては、内部についての状況が分かる方ですよね。

はい。

であれば、関電エネルギークリューションが貴社から買い取った電気はどこで使用されているのか、お答えいただけますか。

それについては守秘義務もございますので、回答はできません。

発電した電気が東北地方で使われているか否か、こちらについてもお答えいただけませんか。

詳細は存じてませんが、東北地方で使われていないということではないと思います。

どの程度使われているかというの、お答えいただけないんですか。

それは分からぬんです。

仙台パワーステーションは、地域住民にはどのようなメリットを与えてるというふうにお考えですか。

一般的に、事業を行っていく以上、必要な税金であったり、いろんな雇用であったりというのはあると思うのですが、仙台パワーステーションが地域の住民の方にどのようなメリットを与えるかという質問の趣旨がよく分からぬんですけど。

何かメリットがあると思うか、ないと思うかというと、どちらなんですか。

地域住民の方にメリットがあるかどうかを考えたことがないです。

ちなみに、仙台港については、東日本大震災のときに被災された地域だ、この認識はありますよね。

はい。仙台エリアが東日本大震災の被災エリアであることは認識してございます。

今、復興に向けて動いているわけなんですけれども、その復興に向けて頑張っている地域住民に、特段役にも立たなくて、逆に大気汚染で負担を掛ける、

CO₂の排出で負担を掛ける、こういった施設を設立、維持すること、これについて企業倫理的にちょっと問題があるんじゃないかな、こういった議論が社内で巻き起こったことはありませんか。

発電所を建設するに当たりましては、当然、法令を遵守して、地域環境に影響のないような発電設備を建設するのが当然でございますので。質問に対する答えをお願いします。要するに、こういった形で、地域住民に負担ばかり掛けるようなものは、もうやめたほうがいいんじゃないかな、こういう議論が社内で巻き起こったことがあるか否かは、どちらなんですか。

仙台パワーステーションの社長として回答いたしますと、仙台パワーステーションという会社は、仙台に発電所を造るのを目的に設立されてございますので、そのような議論は起こりません。

11万2000キロワットが今回の規模だというふうに考えますけれども、それより大きな規模の発電設備を造るという議論はなかったんですか。

仙台パワーステーションの仙台で発電所を建設するという最初の合意の際に、11万2000ということが決定されておりますので、それ以前としてはございましたが、県、仙台で、造るということが合意されて以降はございません。

そうすると、もともとの関電ソリューションのほうで、もう少し大きいものを造るというふうな議論はあったんですね。

仙台港以外のところも含めて、どの規模がいいかという議論はござります。

先ほど、安定的に電気事業を行うためには発電設備が必要だということであれば、もう少し規模の大きい設備を造り、そこで発電効率のいい超臨界とか超々臨界とか、若しくは別の発電設備、こういうのを造るという検討はされたんですか、されなかつたんですか。

しています。

どうして、一番発電効率の悪い亜臨界型のものを造り、しかも11.2万キロワットという余り大きくなない設備を造るということに至ったのかについて、もう一度御説明いただけますか。

まず、当該用地の大きさと、それから燃料の調達能力、若しくは燃料の輸送能力、それと、発電所を建設する際に必要な資金調達能力、強いては、出来上がった電気の販売を行う能力、それぞれを総合勘案すると、仙台においては11万2000がよかつたということです。もう少し大きいのを造ってもいいような気がするので質問しますけど、やはり、この規模であればアセスメントをしなくて済む、そういう気持ちも若干あったんじゃないですか。

アセスメントをしたくないというわけではなくて、当該用地においては、11万2000という、いわゆるプラントメーカーさんがボリュームゾーンとして標準ラインナップを持たれている設備を採用するのが合理的だから、採用したということです。

だから、この地域でなくても、もうちょっと別のところで大きな設備を造って、アセスメントもちゃんとやるという選択肢もあったと思うんです、それで聞いているんですが。

おっしゃるとおりで、今、秋田でもそのようにさせていただいています。

もう一度聞きますけれども、ここの規模であればアセスメントをしなくて済むということで、この大きさにしたわけではないんですね。

先ほども申し上げたとおり、親会社の資金調達能力や事業規模、並びに燃料調達の容易性から勘案して、この規模を総合的に選んだということです。

アセスメントのことについてもう少し聞きますけれども、主尋問のときに、自主的にアセスメントをやりましたとおっしゃいましたね。

自主的にアセスメントをやったというわけではなくて、環境影響評価法と同じ手法を用いて大気環境のインパクトの調査を行ったと、そういう趣旨でございます。

環境影響評価、アセスメント、これが、法令上のものにしても条例上のものにしても、どういった手続なのか、法令上のアセスメントがどういうものかというのは御存じですね。

はい。

法令上のアセスメントを行ったときには、基本的には、その結果とかを住民とか地域の首長の意見にさらして、それで意見を求めるという手続であることは御存じですよね。

はい。

仙台パワーステーションは、この法令上、条例上のアセスメントをやる必要がない設備でしたね。

はい。

一方で、自主的にそれに近い調査はされたということでしたよね。

はい。

せっかく手間暇掛けて環境影響評価類似の手続をとったのであれば、その結果を住民に公表して、こんなでしたよというふうにするのかなと思うんすけれども、そうしないのはなぜですか。

発電事業も競争でございまして、我々がお金と時間を掛けて作った周辺環境の状況であったりインパクトを、競合他社に公表するということは、基本的にやりません。住民の方のお問合せに関して、必要であれば個別にその結果をお示しすることによって説明することは当然やつていくということで、住民説明会においてはその結果を説明させていただきました。

そうすると、住民から問合せがあれば、自主的に行つたアセスメント類似の

もの、調査結果については、公表していただけるということでおろしいですか。

公表するかどうかは我々の判断ですが、必要であれば、その結果を用いて御説明するということは必要かと思っています。

例えば、この訴訟においても、環境影響評価、自主的なものを行ったというふうな御主張が今まで出ていて、それについて、それがあるなら提出してほしいというふうに求めましたけれども、これには応じる意向はありますか。

裁判という場で使われるということであれば、当然、提供することはございません。

そもそも、いつ頃からいつ頃まで自主的な調査というのをされたんですか。

2014年の夏ぐらいから始めたのは事実だと思いますが、適宜必要に応じて行っているということでございます。

最近やったのはいつ頃なんですか。

どのようなことを調査とおっしゃられているのか、いまいちよく分からぬんですが。

先ほど、環境省が示している法令上のアセスメントをするのと類似のものをされたと言いましたよね。その部分については、いつされたんですかという質問ですが。

それにつきましては、2014年の夏から2015年の前半にかけてやったという記憶です。

先ほど、書面で問合せがあったときには回答しています、というふうに御発言されましたね。

はい。

考える会という会があると思うんですけども、多分、そちらから書面で何回か問合せがあったと思うんですけども、そちらについては御認識されていますか。

考る会という会から問合せがあったのは1度だと思います。それ以前は、気候ネットワークさんの名前だったと思います。

その中で、平成28年だから2016年の11月18日に回答をされたものがあると思うんですけども、それについては御記憶にありますか。

詳細に全部の記憶はございませんが、その頃に多数、多岐にわたる御質問を頂いて、それに関して一括で文書で回答したという記憶はあります。

確かに、10から20ぐらいの質問事項があったと僕のほうも記憶しているんですけども、その10から20ぐらいあった質問の中で、自主的な環境アセスメントはやらないんですかという質問があったんですけども、それは御記憶にありませんか。

自主的な環境影響評価ということに関する認識も異なると思いますが、いまいち何を要求されているのかが、余り理解ができませんでした。自主的な環境影響評価はしないんですか、法令上はアセスメントは要求されないけれども、というふうな質問に対して、御社の回答は、特段それについて、もう既にやりましたとか、そういう回答にはなっていなかつたんですけども、もし先ほどおっしゃられたように既に実施されていたんであれば、やってますよと回答すべきだったんじゃないですか。

自主的な環境影響評価の捉え方だと思うんですね、我々が行ったのは自主的に環境影響評価法の手引書にのっとった手順に従って、周辺の環境の調査、情報を収集し、シミュレーションを行ってインパクトを計算することを行いました。一方、気候ネットワークさんのような環境保護団体の方は、それに対して配慮書、方法書、それから住民との意見のコミュニケーションという手法の部分を言われますので、今の回答からいくと、自主的な環境影響評価法に基づくようなコミュニケーションを行ったものの、環境影響評価法が求めるようなコミュニケーションを行った

ケーションであったり情報開示をやるかという質問であれば、ノーだということです。

自主的な環境影響評価、アセスメントと言われてしまうと、当然、法令上の環境影響評価のように、住民の閲覧に供して、意見も求めてというところが肝になってくると思っていたんですけども、そういうふうな考え方でやつたものではなくて、単なる調査だというふうに捉えればいいんですね。

事業者としては、まず、地域住民の方の健康に影響を与えてしまうのかどうか、今現状がどの程度で、この発電所が与える環境負荷がどの程度なのかということを、確認することが必要だと思ってございますので、それに必要な調査を行っているということです。

だから、調査はしたけれども、公表とかを求めるようなことは念頭に置いてなかったという理解でよろしいんですかという質問なんで、それに端的に答えてください。

もともと毛頭考えてなかつたかという質問からすると、そういうことが必要になるとは思ってございませんので、公表するあるいは閲覧する、住民の方が見られるようにするということは、考えてございません。

公害防止協定の内容については御存知ですか。

はい。

その20条、どういうものがあったか認識していますか。

個別の条項まで、全部覚えているわけではございません。

乙第7号証を示す

第20条を、ちょっと読んでもらっていいですか。

「環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。」。

先ほどの調査された結果というのは、住民とのコミュニケーション、環境コミュニケーションとして非常に重要なものだと思うんですけれども、それについて公表して、この公害防止協定20条を全うしようと、こういう議論は今まで社内では起きなかつたんですか。

それにつきましては、情報公開並びに環境コミュニケーション推進ということは、当然、我々も運営していく上で必要だという認識ですが、このような訴訟という形をとられたことから、基本的には、一旦そういうものは置いた上で、今後の我々の事業の検討課題だという認識です。

訴訟に至る前に、もう調査はされているわけですから、環境コミュニケーションとして、この結果は公表しよう、あの結果を公表しよう、こういう話にはならなかつたんですか。

一般的に、公害防止協定というのは、発電所の営業運転以降に関して我々が遵守すべき内容という認識でございますので、建設並びに試運転の段階において、このような形でのコミュニケーションということは、想定してございません。

乙第7号証の4枚目を示します。でも、作成日付は平成28年、2016年の3月2日になっているわけなんですけれども、この日以降にそれを守るべきなんじやないかと思ったんですが、そうではないんですか。

公害防止協定の中身、例えば測定結果あるいは測定に関する公表等もございますが、それにつきましては、営業運転開始後という形でやらせていただいてますので、確かにコミュニケーションのところを、どのタイミングでどうやっていくかというのは、我々としても、当時どのように考えていいかというのは余り分かっていませんでしたけど、これから事業を長くやっていく上においては、地域住民の方との環境コミュニケーション、情報開示というのは、一つの課題だという認識

です。

それについて、今の時点でどのようなことを公表していこうか、どのような環境コミュニケーションを取っていこうかというのが、議論されているのか教えてください。

訴訟に関係するものについては、現状、訴訟が終結するまでの間は、

我々としてもなかなか情報開示することは難しいという判断です。

訴訟が解決した後については、できる限りの環境コミュニケーションを図り、情報公開をしていくと、こういうふうに聞いてよろしいですか。

必要な情報開示や環境コミュニケーションというのは、これからやつてていく必要があるんだと思っています。

それでは、更に環境コミュニケーションのことについて確認しますけれども、使っている石炭というのは、水銀がどうしても混入しているものだと思うんですけれども、水銀というものは、人体への影響はもとより、近くの蒲生干潟とか、こういったものにも影響を及ぼすものだと思いますが、ここについて、住民に対してどのようなレベルのものがでているのか、どのような石炭を使っているのかというのを公表すべきかと思うんですが、その辺について議論はありますか。

水銀の排出につきましては、今年度ですね、4月から大気汚染防止法で水銀の項目が加わりましたので、発電所としては法に従い測定をしてございます。

それを公表する予定というのはありませんか。

今後の検討だという認識です。

検討はされる見込みだということで聞いてよろしいですか。

水銀の測定結果の公表に関しましては、我々の事業者並びに行政さんとも相談しながら考えていく内容だということで、ここでお答えするわけにはいかんと思っています。

ただ、検討はされる見込みだということでいいですね。

検討しないという回答はないと思います。

脱硫装置とか集じん装置について、具体的にどのようなものを使っているのか、これについて公表するつもりはありませんか。

脱硫装置は、湿式の石灰石こう法という方式を使ってございます。集じん装置は、電気式の集じん装置を使っています。

具体的にどのような仕様のものなのかとかいうものを、御社のホームページを見ても出てこないので、そこら辺、どのようなものを使っているのかというのを公表するつもりはありませんか。

一般的に、湿式の石灰石こう法の脱硫装置と言えば、いろいろな方式はございますけれども、メーカーさんによっていろんな型式がござりますが、技術としては余り変わらないと思っていますけど。

例えば、技術として変わらないんだったらば、この会社のこの型式のものを使っていますとか、そういうのを公表するつもりがないのかという質問なんですが。

それに関心をお持ちだということが、いまいち分からなかつたので。今までそういう質問ってありませんでしたか；書面による質問。

メーカーさんとか型式とかという質問じゃないんだと思いますけど。そういうふうな認識だったということですね。

はい。

住民説明会について確認します。住民説明会は、2017年の3月に一番最初に開催されたという理解でよろしいですね。

はい。

それ以前から住民説明会をやってくれという声が上がっていた、この認識はありましたか。

先ほどございましたように、質問の中の一つの項目として、住民説明

会の開催を要望するという項目があったことは認識してございます。どうしてこのタイミングで初めての住民説明会を開催しようということになったんですか。

こちらのほうは、宮城県さん含めた行政の方との御相談で、その結果、仙台パワーステーションとして住民説明会を開催したほうがいいだろうということで、開催いたしました。

2017年1月20日に宮城県議会の委員会のほうで、「仙台パワーステーション建設問題に関する公聴会の開催を求める請願書」、こういったものが採択されたことは御認識されていましたか。

はい。

議会で公聴会の開催を求める請願が採択されるような状況になって、やむなく住民説明会を開かざるを得なかった、こういうことではないんですか。

公聴会は、議会で開催されれば、当然我々はそれに応じる義務がございます。公聴会で請願が採択されたということと、我々が住民説明会をやるということは、基本的には関係ございません。

議会でそのような個別の企業に公聴会を求めることが採択されてしまうみたいな異常な事態になったから、やむなく開いた、本当は開きたくなかったけれども開いたんだと、こういうわけではないんですか。

住民説明会につきましては、行政さんともいろいろ相談させていただいた結果、仙台パワーステーションの主催で行ったほうがいいだろうという判断で、3月にやらせていただいたということです。

原告ら代理人（畠山）

アセスメントのことなんですかでも、法令でアセスメントを要求される場合がありますよね、石炭火力発電所の建設に当たって。

はい。

先ほど主尋問で秋田の発電所が出ました。ここでは、アセスメントは実施さ

れているんですか。

はい。

このときの費用って、ざっくりどのぐらい掛かりましたか。

個別に私がその全体を把握しているわけではございませんので。

裁判所に分かりやすく、単純に100万、200万の話なのか、うん億円という話なのかで聞くと、どうですかね。

アセスメントの費用の多寡というか、そこに関しては、場所にも内容にもよりますので、一概に言えるものではないと思っていますので。

私が聞いているのは、秋田の130万キロワットの火力発電所のアセスメントの費用がどのぐらいですかとお聞きしています。

今の回答を私はしないといけないんでしょうか、仙台パワーステーションの社長の立場で。

守秘義務にわたる範囲の話をしているわけじゃなくて、どのぐらいでしたかってざっくり聞いている話なので、裁判所もこの辺り知りたいと思うんですよ。

秋田の話とは別にして。

いや、秋田の話を聞いているので、秋田の話を答えてください。

環境影響評価費用の、幾ら掛かるかという話ですよね。

ええ、ざっくりどのぐらいかという話です。

昔、関西電力が舞鶴でやったときは、40億以上掛かったと思います。この仙台パワーステーションぐらいの規模で、もしアセスをやらなきゃいけなかつたとしたら、どのぐらい費用が掛かったんでしょうか。

もしとか仮定の話の御質問に対して、答えることはできないと思いま

すが。
アセスメントをしなきゃいけないかどうかというのは、発電所を造る考慮の要素の一つにはなってたんじゃないですか。

先ほども申し上げましたとおり、当該用地の敷地の大きさとかインフラの状況を勘案して、総合的に決めてございますので、仮にアセスがあったかなかつたかという話で決めたというわけではございません。

先ほど主尋問のときに、地域によっては条例でアセスメントを実施している場合があると、そこは御存じだということでしたよね。

はい。

この宮城県、仙台市で、アセスメントを実施する必要があるかないかは、調査されたんじやありませんか。

検討の際に、こここの場所が条例のアセスメントに該当するかどうかは問い合わせています。

それって、なんで問い合わせるんですかね、費用が掛かるからじゃないですか。

条例によって解釈が随分変わる場合がございますので、掛かるか掛からないかを確認した上で、掛かるのであればやるし、掛からないのであれば基本的にはやらないということの判断の中に入れるということです。

仙台パワーステーションの建設を決めた当時は、ほかにも幾つか候補地があるというお話をしました。ほかの候補地については、条例上でアセスメントを実施しているところがありましたか、ありませんでしたか。

条例上でアセスメントを要求している都道府県さんもありました。

そういうところは、費用が掛かると思ったんじやないんですか。

実際、福島県はありますけど、実施してございますので。

ちなみに、そのときの費用ってどのぐらい掛かりましたか。

すみません、こちらのほうは私は実際、余り関与してございませんので、存じ上げてません。

裁判官（市野井）

先ほど、住民説明会の開催をするかしないかのときに、行政のほうと相談されてましたというお話をされてましたけれども、具体的には仙台市とかということなんですか。

当該の仙台新港という地域につきましては、仙台市宮城野区ではございますが、開発の経緯から七者協というのがございまして、宮城県様、仙台市様、多賀城市様、七ヶ浜町様、塩竈市様、利府町様、名取市様の7者の自治体さんの共同管理ということでございましたので、こちらのほうに関しましては、七者協様と協議を基本的にやらせていただくという形でした。

今回、公害防止協定を結ばれている七つの公共団体さんとのほうと相談をされていたということなんですか。

はい。

住民説明会を実施したほうがいいかどうかということについては、いつ頃からそういう相談をされていたんですか。

その年の年明けぐらいからですかね。

平成29年の年が明けた頃から、そういう相談をされていたということなんですか。

はい。

そういう相談をしましようということになったきっかけって、何かあったんですか。

私が仙台において全部やっているわけではないので詳細は分かりませんけれども、当時の現地に常駐していた副社長並びに所長が、様々な協議を自治体さんとされてますので、その中で、いろんな意見調整の中、検討してはどうかというサジェスチョンがあったんだという認識です。先ほど、住民の方からの問合せなどについて、書面で受け付けていますということだったんですが、書面で受け付けますよということは、どういう形で

告知されていたんですか。

基本的には、問合せがあればどういう回答をするかについて、我々の住所のほうをお示しした上で、書面で問い合わせてくださいという言い方をしてございます。

ホームページとかを開設される前は、実際に書面、郵便で受け付けていらっしゃったということなんですか。

はい。

ホームページとかを開設された後は、そのホームページ上からの問合せで、あとは書面でも受け付けていらっしゃるということですか。

基本的には、ホームページのお問合せフォームを開設してからは、そちらで問合せをしていただくようにお願いしています。

先ほどの話だと、問合せについては個別に会社のほうに連絡があつたりですか、そういったときに対応されていたということなんですか。

はい。

裁判長

乙第7号証を示す

第20条を示します。先ほども御覧いただきましたけれども、この20条というのは、仙台パワーステーション株式会社は、「環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。」とございますね。

はい。

この協定書を締結した平成28年3月2日から現在に至るまで、この20条の規定を守っておられるのか、あるいは守っていないのか、どちらの御認識なんでしょうか。

必要な環境情報の公表、それから事業所の公開等はさせていただいてございます。ただ、訴訟に関する内容につきましては、訴訟上の問

題がございますので、一部開示できない部分があるという認識は事実でございます。

現状のままで、20条の規定を十分守っているという理解なのか、あるいは、まだ足りないところがあるという御理解なのか、どちらなんでしょうか。

十分か不十分かという話になりますと、やはり、より御理解いただく上で、情報開示だったりコミュニケーションというのは進めていくべき内容かと思っています。ただ、運転開始後間もないこともございますので、どういった内容で、どのようにしていくかということに関しては、まだ手探りの状況でございます。安定的に我々が事業を進めていく上において、このような環境コミュニケーションと情報開示というのは、これから進めていかないといけないという認識がございますので、今、十分か不十分かと言われると、多分皆さん不十分だと言われるということは認識してございますので、これから改善していくことが必要なんだと思っています。こういう訴訟という形になりましたので、なかなか我々もパブリックオープンに情報が開示できるかというと、できませんが、個別の問合せ若しくは個別の方の内容につきましては、できるだけ丁寧に御理解いただけるように進めているというのが現状でございますので、訴訟の関係者、原告の方々の質問に関して回答が不十分だとおっしゃられるのは理解はしますけれども、そうでない方々については、できるだけ進めていくということだと思います。

これは、いろいろお考えがあるかもしれませんけれども、本件で問題となっているのは、健康上生ずる不安が一番大事だと思うんですね。その不安があるからこそ、こういう訴訟になっているということだと思うんですけども、やはりお立場として、原告になられている方に対しては、余り十分な情報公開はできないと、そういうことになるんでしょうか。

健康被害が今回争点になっているという認識がございます。特に PM 2. 5 ということになっていますので、我々も、PM 2. 5 の現状の大気汚染の規制はございませんし、これから測定方法や規制についても進んでいくものだと思っていますので、事業をこれから進めていく上で、その規制動向であったり技術開発の動向というのは、注視した上で適切に処理していくべき事項ということを考えてございます。仙台パワーステーションのばいじんの中に PM 2. 5 が含まれているんじゃないかと言われると、恐らく、幾らかは含まれているということは認識してございますけれども、それが、どのように説明すれば不安が解消されるかということについては、現状、どういうことといつてもなかなか難しいという認識もございますので、我々としては、規制が決まれば、適切に対応していくしかないのかなということで、これからも考えていきたいと思っております。

原告ら代理人（佐藤）

今の回答の中で、ちょっとこちらの認識と違うところがあったので、その点だけ確認させてください。先ほど、環境情報の公表や事業所の公開等については行っている、というふうに御回答されていたと思うんですが、事業所の公開ってされているんですか。

個別に、希望される方については受け入れていないわけではございません。ただ、発電所は危険な燃焼物、危険物も取り扱っておりますので、我々のコントロールできる方に限定させていただいています。パブリックに皆さんに、住民の方に公表しているというわけではございません。

これまでに何回かは、そうやって公表というか事業所を公開されたことはあるんですか。

関係者が事業所を見学したことがあるかというと、ございます。

市民の方が、地域住民の方が、事業所を閲覧されたということはないんですか。

それはないです。

そこら辺と、あと、ホームページを見ると、事業所の内容、絵も、基本的には完成図みたいな形で、現在の状況ではないのが公表されていたと思うんですけど、あれについては、今の状況を開示するつもりはないんですか。

ホームページのデータのアップデートに関しては、進めていくことは必要かなと思っていますので、適宜、会社の予算のある範囲でやっていきたいなと思っています。

あと、地域住民に対して事業所を公開するというふうなことについては、今のことなどのような議論がなされていますか。

パブリックですね、いわゆる一般電気事業者さんのような形の開放の手続であったり、設備であったり、ルールであったりというもの、まだ一切決めてございませんので、現状、じゃ開放して見学できるかというと、物理的にもルール的にも、できないというのが答えになりますので、これからどういう範囲で開放できるかということを進めながら、少しづつ考えていくんだと思っています。

ルールの策定については、今後検討されていくというふうに理解してよろしいですか。

そうですね。例えば、ヘルメットが要るのかとか、それから、見学ルートをどうするのかとか、見学に際してどういう要望を取るのかといったことを、決めていかないといけないとは思っています。

この公害防止協定は平成28年、2016年の3月2日に締結されています。もう既に3年以上が経過して、もう4年になろうかという時点だと思いますので、できる限り早急に作るべきだと思いますけれども、それはお約束いただけですか。

裁判所で約束できるかと言われても、それは持ち帰って会社として検討する事項だと思ってございますので、会社として検討していきたいと思います。

(以上 穂利るり子)

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所速記官

中里玲子

裁判所速記官

穂利るり子

